

# カンボジアにおける産業財産権 権利化費用

Tilleke & Gibbins International Ltd.

大竹徳成  
(日本国弁理士)



Tilleke & Gibbins international Ltd. (以下、Tilleke & Gibbins) は、1890年にバンコクで設立され、バンコク、ハノイ、ホーチミン、ジャカルタ、プノンペン、ピエンチャンおよびヤンゴンにオフィスを有する東南アジアを代表する総合法律事務所である。大竹氏は、2015年にTilleke & Gibbinsに加入し、バンコクにおいて、主に、明細書作成、特許権・意匠権の取得・活用、調査業務に従事する。

## ■概要

カンボジアにおける産業財産権の権利化に係る出願、中間処理、維持等の主な費用（知的財産局に対する費用および代理人費用）について、特許、実用新案、意匠、商標の出願種別ごとに表形式で紹介する。

## ■詳細

次ページに、特許、実用新案、意匠および商標の権利化費用に関する一覧表を示す。

一覧表中のカンボジア工業手工芸省（MIH: Ministry of Industry and Handicraft）およびカンボジア知的財産局（DIPR: Department of Intellectual Property Rights）に対する費用については、MIHおよびDIPRのウェブサイトを参照した。また、代理人費用は、カンボジアの現地事務所から得た情報をまとめたものであるが、事務所により大きく異なる可能性があることに留意されたい。表に示す代理人料金の幅はあくまで目安であり、各項目に関する代理人費用の上限・下限を示すものではない。

## (1) 特許

	政府費用 (USD*)	代理人手数料 (USD)
<b>出願</b>		
出願費用 (PCT 国内移行の場合を含む)	a. 10 請求項まで 80 b. 10 請求項を超えた場合、1 請求項につき 5	1,000 - 1,200 (前提：請求項数 15、 クメール語への翻訳費用を含む (英文 100 行)。 また、特許の付与円滑化に関する協力** (CPG : Cooperation for facilitating Patent Grant) 申請を行った場合)
<b>中間処理費用</b>		
出願審査請求費用	選択した外国審査官により変動	390 - 480 (前提：1 回応答)
補正書	N/A	
意見書	N/A	
<b>登録</b>		
登録費用	150	280 - 340
特許公報	30	
<b>年金</b>		
第 2 年	20	一回につき 100 - 130
第 3 年	20	
第 4 年	40	
第 5 年	100	
第 6 年	140	
第 7 年	180	
第 8 年	220	
第 9 年	260	
第 10 年	300	
第 11 年	350	
第 12 年	400	

第13年	450
第14年	500
第15年	550
第16年	610
第17年	670
第18年	740
第19年	810
第20年	890

\* 換算比率 USD 1 = KHR (リエル) 4,000

## (2) 実用新案

	政府費用 (USD*)	代理人手数料 (USD)
<b>出願</b>		
出願費用 (PCT 国内移行 の場合を含む)	a. 10 請求項まで 40 b. 10 請求項を超えた 場合、1 請求項につき 5	760 - 920 (前提: 請求項数 15、 クメール語への翻訳費用 を含む (英文 100 行) )
<b>中間処理費用</b>		
出願審査請求費用	選択した外国審査官に より変動	390 - 480 (前提: 1 回応答)
補正書	N/A	
意見書	N/A	
<b>登録</b>		
登録費用	40	280 - 340
公報	30	
<b>年金</b>		
第2年	20	一回につき 100 - 130
第3年	20	
第4年	30	
第5年	50	
第6年	75	
第7年	100	

\* 換算比率 USD 1 = KHR (リエル) 4,000

## (3) 意匠

	政府費用 (USD*)	代理人手数料 (USD)
出願		
出願費用	20	390 - 470
中間処理費用		
補正書	N/A	170 - 210 (前提：1 回応答)
意見書	N/A	
登録		
登録費用	50	260 - 320
意匠公報	30	
更新		
第 1 or 第 2 回目更新	50	更新一回につき 320 - 390
更新公報	20	

\* 換算比率 USD 1 = KHR (リエル) 4,000

## (4) 商標

	政府費用 (USD*)	代理人手数料 (USD)
出願		
出願費用	a. 第 1 区分 40	860 - 1,050 (前提：3 区分)
	b. 第 2 区分以降の 1 区分 につき 40	
中間処理費用		
補正書	N/A	880 - 1,100 (前提：1 回応答)
意見書	N/A	

登録		
登録および公報	a. 第1区分	185 - 230
	65	(前提：3区分)
	b. 第2区分以降の1区分 につき	
	65	
更新		
使用/不使用の宣誓供述 書の提出	25	440 - 540
更新出願及び更新公報	105	

\* 換算比率 USD 1 = KHR (リエル) 4,000

## ■ ソース

カンボジア知的財産局 (DIPR) における料金表

URL:[http://www.cambodiaip.gov.kh/DocResources/514b6030-3ea3-4d3d-a47d-053d5a3f6152\\_e9e18593-8994-4a44-818e-1c9f313dbe17-kh.pdf](http://www.cambodiaip.gov.kh/DocResources/514b6030-3ea3-4d3d-a47d-053d5a3f6152_e9e18593-8994-4a44-818e-1c9f313dbe17-kh.pdf)

カンボジア工業財産局 (DIP) における料金表

URL:[http://www.isc.gov.kh/isc/filelibrary/file/%E1%9E%94%E1%9F%92%E1%9E%9A%E1%9E%80%E1%9E%B6%E1%9E%9F%E1%9E%9A%E1%9E%BD%E1%9E%98%20%E1%9F%A7%E1%9F%A1%E1%9F%A7%E1%9E%9F%E1%9E%A0%E1%9E%9C\\_%E1%9E%94%E1%9F%92%E1%9E%9A%E1%9E%80%20%E1%9E%80%E1%9E%B6%E1%9E%9A%E1%9E%95%E1%9F%92%E1%9E%8F%E1%9E%9B%E1%9F%8B%E1%9E%9F%E1%9F%81%E1%9E%9C%E1%9E%B6%E1%9E%9F%E1%9E%B6%E1%9E%92%E1%9E%B6%E1%9E%9A%E1%9E%8E%E1%9F%88%20MIH.pdf](http://www.isc.gov.kh/isc/filelibrary/file/%E1%9E%94%E1%9F%92%E1%9E%9A%E1%9E%80%E1%9E%B6%E1%9E%9F%E1%9E%9A%E1%9E%BD%E1%9E%98%20%E1%9F%A7%E1%9F%A1%E1%9F%A7%E1%9E%9F%E1%9E%A0%E1%9E%9C_%E1%9E%94%E1%9F%92%E1%9E%9A%E1%9E%80%20%E1%9E%80%E1%9E%B6%E1%9E%9A%E1%9E%95%E1%9F%92%E1%9E%8F%E1%9E%9B%E1%9F%8B%E1%9E%9F%E1%9F%81%E1%9E%9C%E1%9E%B6%E1%9E%9F%E1%9E%B6%E1%9E%92%E1%9E%B6%E1%9E%9A%E1%9E%8E%E1%9F%88%20MIH.pdf)

\*\* 「特許の付与円滑化に関する協力 (CPG) について」 (日本国特許庁)

<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/cpg.html>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)